担い手確保事業・経営強化支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、担い手確保・経営強化支援事業の実施に関し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。)、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号。)、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第2条 地域の実情に応じ、事業の効果的な実施を図るため交付決定前に事業に着手する場合は、実施要綱の規定により交付決定前着工承認申請書(別紙様式)を提出し、承認を受けなければならない。

附則

この要領は、令和3年2月26日から施行する。

(別紙様式) (要領第2条関係)

 第
 号

 令和
 年(
 年)
 月
 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

○○市町村長 ○ ○ ○ ○ 印

令和 年度 (年度)担い手確保・経営強化支援事業補助金に係る交付決定前着工承認申請書

令和 年度 (年度)標記事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工したいので熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、 計画変更は行わないこと。